

沖縄県農林水産部発注の建設コンサルタント業務に係る総合評価落札方式における  
低入札価格調査制度試行要領

平成25年7月1日  
農総第 1103号

(趣旨)

第1条 この要領は、農林水産部が発注する建設コンサルタント業務の総合評価落札方式の実施において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号（以下「自治令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2の第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして競争入札を行う場合に実施する調査について必要な事項を定める。

(定義)

第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査：地方自治法施行令第167条の10第1項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 低入札調査基準価格：低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 失格基準価格：失格基準価格を下回る価格の入札については調査を実施せず、失格とする価格をいう。
- (4) 契約担当者：知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (5) 主管課長：実施する建設コンサルタント業務（以下「当該業務」という。）の履行に関する事務及び契約事務を分掌する本庁の課長をいう。
- (6) 入札執行者：入札の執行者を行う者をいう。
- (7) 低価格入札者：調査基準価格を下回る価格をもって入札した者をいう。

(調査の対象となる入札手続き)

第2条 本要領による調査の対象となる入札手続きは、農林水産部が発注する次に掲げる建設コンサルタント業務に係るものとする。

- (1) 自治令第167条の10の2の規定に基づき総合評価方式による競争入札を行うもの。

(低入札価格の基準)

第3条 調査の手続きを開始する場合の入札価格の基準（以下「低入札調査基準価格」という。）は、平成16年6月10日付け国官会第367号「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」中の記2(2)の基準に基づき算定する。

(失格基準価格の設定基準)

第4条 第2条に規定する建設コンサルタント業務においては、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する失格基準価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については調査を実施せず、失格とする。

- 2 前項の失格基準価格は、契約担当者が必要と認める場合は定めることができる。

(予定価格調書への記載)

第5条 第2条第1号に規定する建設コンサルタント業務については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該業務の設計金額が第2条第1号に定める額以上の場合には、前条の規定によるものとする。

- (1) 予定価格調書に低入札調査基準価格の欄を設置し、第3条の基準により算出した低入札調査基準価格を記載する。
- (2) 失格基準価格の欄を設置し、第4条の基準により算出した失格基準価格を記載する。

(入札に参加しようとする者への周知)

第6条 入札執行者は、第2条第1号に規定する建設コンサルタント業務の入札にあたっては、入札公告又は入札通知書及び入札説明書において、次に掲げる事項を記載し、入札しようとする者に周知するものとする。

- (1) 低入札調査基準価格及び失格基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格となること。
- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、低入札価格調査制度要領に規定する調査を行い、落札者を決定すること。失格基準価格を下回る入札を行った者は、調査を実施しないこと。
- (4) 低入札調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、最高評価値であっても必ずしも落札者とならないこと。
- (5) 低価格入札者で失格基準価格以上の入札を行った者は、事情聴取に協力すること。
- (6) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われる場合の措置について。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、低入札調査基準価格を下回る価格での申込みをした者がある場合は、落札者の決定を一時保留し、調査後に改めて落札者を決定する旨を入札参加者に告げ入札を終了する。この場合において、第2条第1号に規定する建設コンサルタント業務の入札で失格基準価格を下回る者がある場合は、失格基準価格を下回ったことにより失格と告げること。

なお、低価格入札者のうち、最低価格入札者（最高評価値者）が複数の場合は、くじにより低入札価格調査を行う調査順位を決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札を執行する場合は、前項の落札者の決定の一時保留及び調査後改めて落札者を決定する旨の通知、失格基準価格を下回ったことによる失格の通知を電子入札システムによる通知をもって代えることができる。
- 3 前々項のくじにより調査順位を決定した後に、低入札調査委員会は、第8条第2項の調査を同時に行えるものとする。

(調査の実施)

第8条 契約担当者は、低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 会社及び配置技術者の手持ち業務
  - ア 会社の手持ち業務の状況
  - イ 技術者の保有状況及び配置状況
  - ウ 配置技術者の手持ち業務数
- (3) 配置技術者の保有する資格・経歴
- (4) 手持ち機材の状況
- (5) 再委託内容・金額及び再委託予定業者名
- (6) 過去に受注した公共業務委託の成績状況
- (7) 経営状況
  - ア 取引金融機関
  - イ 保証会社等への照会
- (8) 信用状態
  - ア 法令違反の有無
  - イ 賃金不払いの状況
  - ウ 下請代金の支払遅延状況
  - エ 過去の指名停止の有無
- (9) 入札価格の見積内訳書
  - ア 入札価格に係る見積内訳書と仕様書の整合について

- イ 入札価格に係る見積内訳書の積算の適否について
  - ウ 利益見通し
- (10) 業務計画の内容
- ア 業務工程
  - イ 照査計画
  - ウ 業務組織計画
  - エ 想定される成果品量
  - オ 業務に使用する主な基準書、図書類等
- (11) 調査協力状況
- ア 低入札価格調査（契約前）回答書の内容及び提出期日
  - イ 事情聴取への対応状況
- (12) その他必要な事項
- 3 契約後の調査内容は、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。
- (1) 業務体制と実施状況
    - 業務計画書の業務体制に対する実施状況
  - (2) 業務計画と実施状況
    - 業務計画書の業務計画に対する実施状況
  - (3) 工程計画と進捗状況
    - 業務計画書の工程計画に対する進捗状況
  - (4) 業務契約後の新たな業務の受注状況
    - ア 新たに受注した業務委託の発注者及び業務内容
    - イ 新たに受注した業務委託への技術者の配置状況
  - (5) 配置技術者等の労働時間及び賃金支払い状況
    - ア 出勤簿、作業日報及び賃金台帳等による労働時間、賃金の確認
    - イ 入札価格に係る見積内訳書と労働時間、賃金の整合についての確認
  - (6) 再委託業者への支払い状況
    - 受払い簿等による支払い状況の確認
  - (7) 調達材料の数量及び調達価格
    - 受払い簿等による支払い状況の確認
  - (8) その他必要な事項
- 4 前々項の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、総合評価落札方式の手続きに基づき最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに他の入札者全員にその旨を知らせるものとする。
- 5 第1項の調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、契約審査委員会の審査に付し、最低価格入札者を落札予定者とするか否かを決定する。
- 最低価格入札者を落札予定者とし不在の場合には、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札予定者とする。ただし、次順位者が低入札基準価格を下回る入札者であった場合には、第2項の調査を実施し、同様の手続きによるものとする。
- 次順位者が落札予定者となった場合は、最低価格入札者には、落札予定者とし不在旨を、落札予定者となった次順位者にはその旨を、また、他の入札者全員にその旨を知らせるものとする。

（委員会等の設置）

第9条 低入札調査及び審査を行うため、技術審査会及び入札参加資格委員会（以下「委員会等」という。）を設置する。

なお、委員会等の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 技術審査会は、次の事務を所掌するものとする。
  - ア 8条第2項及び、第3項の調査

(2) 入札参加資格委員会

ア 8条第5項の審査

2 委員会等の組織及び運営方法は、別に定めるものとする。

(低価格入札者と契約する場合の措置)

第10条 低価格入札者が落札者として請負契約を締結する場合には、業務の適正な履行を確保するため、別に定める特約事項を契約書又は特記仕様書に追記し契約を交わすものとする。

附則

この要領は、平成25年7月1日より適用する。